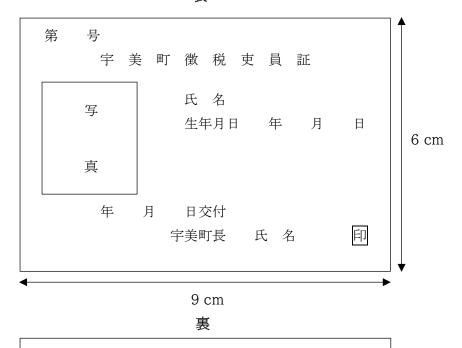
第 1 号様式 (法第 268 条外)

表



- 1 本証は町税の賦課徴収に関する事務を行う場合には 必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は関係人の請求があつたときは、何時でもこれ を呈示しなければならない。
- 3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。